

大井町長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、町行政の円滑な執行を図るため、町長等が町を代表して外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 町の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 町政の振興に寄与し功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) その他町長が特に必要と認めたもの

(支出区分等)

第3条 交際費は、前条に掲げる交際において、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限とし、交際費の支出区分、支出内容及び支出額は別表のとおりとする。ただし、特に町長が必要と認めた場合は、その都度対応する。

(公開)

第4条 この基準に基づく交際費の執行状況については、大井町ホームページに掲載する。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

別表

支出区分	支出内容	支出金額		備考
会費	会費制により開催される懇親会、祝賀会等の参加に係る経費	会費の額又は実費相当額		
慶祝	慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費（祝儀、記念品、お祝い等）	町外の団体が主催する場合	5,000円	飲食を伴う場合は5,000円
		町行政委員、町関連団体の総会等	3,000円	
		上記以外の場合	10,000円以下	
協賛金	各種大会等の開催の協賛に係る経費	10,000円以下		
激励金	町の宣伝等に功績のあった団体及び個人の激励に係る経費	社会通念上必要と認められる額		
弔慰	香料	葬儀、法要、供養等における香典支出に係る経費		別記参照
	生花	葬儀、法要、供養等における弔慰表意のための生花に係る経費		別記参照
見舞金	病気、負傷、災害等の見舞いに係る経費	5,000円		1カ月以上の療養又は2週間以上の入院
その他	上記以外の場合で町長が特に支出する必要があると認められる経費	社会通念上必要と認められる額		

※飲食を伴う場合は、開催場所や飲食の内容等を総合的に判断し、支出額を決定するものとする。

※見舞金は、町議会議員、町政功労者、町行政委員等に対して支出する。

別記

対象者		香料	生花	備考
町議会議員	本人	20,000 円	一基	
	配偶者及び父母	5,000 円		
	経験者	5,000 円		
町政功労者	本人	20,000 円		
	配偶者及び父母	5,000 円		
町行政委員	監査委員、選挙管理委員	本人	20,000 円	
	消防団長及び副団長	配偶者	5,000 円	
	自治会長、農業委員 教育委員	及び 父母		
	その他行政委員等	本人	10,000 円	
町一般表彰者	本人	5,000 円		表彰後も引き続き町への貢献があった場合及び町議会議員等経験者の場合のみ
町最高齢者	本人	5,000 円		
国会議員	本人	10,000 円		
県議会議員	配偶者及び父母	5,000 円		
他市町村長	本人	10,000 円		経験者を含む
	配偶者及び父母	5,000 円		

※配偶者及び父母とは、原則同居の者をいう。

※その他町長が特に必要と認める場合は、その都度定める。